

○ 学校法人星薬科大学役員報酬規程

(平成15年7月12日制定)

改正 2020年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人星薬科大学の寄附行為第44条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、手当及び功労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、報酬等及び交通費を支給するものとする。

- 2 学外役員が退任した場合には、理事会の議決により、功労金を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等及び交通費の額は、別表1ないし別表4のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 4月分から9月分までを9月25日に、10月分から3月分までを3月25日に支給する。
新任、退任で6ヶ月に満たない場合は月割りで計算し、端数の日数は1ヶ月に切り上げる。退任した場合は翌月の25日に支給する。
- (2) 手当 毎月末締め、翌月の25日に、全額を支給する。
- (3) 交通費 毎月末締め、翌月の25日に、全額を支給する。
- (4) 功労金 理事会にて承認された翌月の25日に、全額を支給する。
- (5) 本条第1号から第4号について、支給日が日曜日に当たるときは前々日とし、土曜日に当たるときは前日とし、その支給日が休日に当たるときは前日とする。

(法人役員報酬審査委員会)

第6条 役員に対する報酬等及び交通費は理事長が依嘱した、法人役員報酬審査委員会(以下「審査委員会」という)の答申に基づき、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

- 2 前項の審査委員会は、理事会で選出された顧問弁護士、元役員、現役員、現評議員各若干名、総数5名以内の委員で構成する。
- 3 審査委員会の委員長(以下「委員長」という)は、審査委員会の委員(以下「委員」という)の議決権の過半数をもって決する。
- 4 審査委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第7条 審査委員会の議事は、出席した委員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の場合において、審議事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 3 委員は、1個の議決権を有する。ただし、審査委員会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による法人役員報酬審査委員会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、審査委員会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

(公表)

第9条 本法人は、本規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成15年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表1 報酬

理事	月額 25,000円 (源泉徴収額込み)
監事	月額 25,000円 (源泉徴収額込み)

別表2 手当

理事会への出席 ※	日額 11,000円 (源泉徴収額込み)
法人経営連絡会への出席	日額 22,000円 (源泉徴収額込み)
上記の他, 法人業務のための勤務	日額 22,000円 (源泉徴収額込み)

※学外役員に限る

これらの用務が同日に発生した場合には, 金額の高い方の手当1回分のみを支払う。

別表3 功労金

学外理事	$5 \text{万円} \times \text{在任期間 (年)} \div 4$
学外監事	$5 \text{万円} \times \text{在任期間 (年)} \div 4$

1年に満たない端数は切り上げる。

別表4 交通費

電車・バス、航空運賃等	自宅・本学までの往復交通費 (実費)
-------------	--------------------